

(別紙 1)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

奥州市

1 促進計画の区域

別紙 2 の地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 水沢（旧水沢市地域）

(1) 現況

本地域は、胆沢扇状地の東部に位置し、胆沢平野の一部である西側の平野と東側の丘陵地帯とに二分されており、ほ場整備事業等の実施により、効率的な営農が行われている。

本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道や農業用排水施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減するとともに、旧黒石村及び旧羽田村については、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 江刺（旧江刺市地域）

(1) 現況

本地域は、北上川の東部に広がり、北上川左岸地域から東に緩やかに北上山地・種山高原への稜線の地勢を呈しており、中山間地域において、稲作経営が行われているほかに地理的条件や自然環境を利用して江刺りんごといったブランド品を栽培・販売している。

本地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号及び同項第 3 号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 前沢（旧前沢町地域）

(1) 現況

本地域は、中央を北上川が流れ、流域両岸は平坦な水田地帯を形成し、西部は、焼石連峰の山麓から傾斜した扇状地で、東部は、北上山地に続く山地丘陵地帯とな

っており、ほ場整備事業等の実施により、効率的な営農が行われている。

本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減するとともに、旧前沢町及び旧生母村については、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 胆沢（旧胆沢町地域）

(1) 現況

本地域は、奥羽山脈に連なる焼石岳を中心とした山地部と、それを源流とする胆沢川によって形成された扇状地に大別されており、ほ場整備事業等の実施により、効率的な営農が行われている。

本地域では、担い手への農地の集積が進んでおり、担い手当たりのほ場面積が広大であることから、農道やかんがい施設の保全管理等の農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担を軽減するとともに、旧若柳村及び旧小山村については、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5. 衣川（旧衣川村地域）

(1) 現況

本地域の西部は奥羽山脈に繋がり、東部は北上川の近くに接する扇形の地形で、里山型農山村を形成している。畑、草地等が多く、畜産・花きの盛んな地域であることから、水稻と畜産・花きの複合経営を行っている。

本地域は、特定農山村及び振興山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号及び同項第3号に掲げる事業を併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

地域		実施推進地区		実施を推進する事業
1	水沢	①	水沢	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
		②	佐倉河	
		③	真城	
		④	姉体	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
		⑤	羽田	
		⑥	黒石	
		⑦	小山	
2	江刺	①	岩谷堂	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
		②	愛宕	
		③	田原	
		④	藤里	
		⑤	伊手	
		⑥	米里	
		⑦	玉里	
		⑧	梁川	
		⑨	広瀬	
		⑩	稲瀬	
3	前沢	①	前沢	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
		②	古城	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
		③	白山	
		④	生母	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
4	胆沢	①	小山	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
		②	南都田	
		③	若柳	
5	衣川	①	北股	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業
		②	南股	
		③	衣川	
		④	衣里	

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域なし

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号の事業を実施するために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

ア 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の(ア)の指定地域のうち(イ)の要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。

連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上である場合は対象とする。

連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(ア) 対象地域

a 水沢

(a) 特定農山村地域 旧黒石村

(b) 特認地域（岩手県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域をいう。以下同じ） 旧羽田村、旧姉体村及び旧小山村 2-2

b 江刺

(a) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく地域 旧江刺市全域

c 前沢

(a) 特認地域 旧前沢町（前沢地区、白鳥地区、上野原地区、目呂木地区）及び旧生母村

d 胆沢

(a) 山村振興法指定地域 旧若柳村

(b) 特認地域 旧南都田村及び旧小山村 2-1

e 衣川

(a) 特定農山村法及び山村振興法指定地域 旧衣川村全域

f 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域

(イ) 対象農用地

a 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上とする。なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 自然条件により小区画・不整形な田

c 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

d 緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満とする。なお、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- e 緩傾斜農地で高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる農地については、高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5 %、畑・草地及び採草放牧地 10%以上とする。
 - f 高齢化率・耕作放棄率の高い農地については、急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 %以上、畑（草地含む。） 15%以上とする。
 - g 特認地域においては、急傾斜農用地及び小区画・不整形な田、緩傾斜農用地及び高齢化率（40%以上）・耕作放棄率（田 8 %以上、畑 15%以上）の高い農地。
 - h 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に指定された棚田等。
- (ウ) 対象農用地の傾斜度の測定方法
- 対象農用地の傾斜度の測定方法にあたっては、航空測量の成果により測定するものとし、必要に応じて実測を行うものとする。

(2) 集落協定の共通事項

集落協定広域加算

- ア 広域化を行う場合の拡大する農用地の最低面積要件は設けない。
- イ 令和 2 年度から広域化を行う場合、統合する第 4 期対策の集落協定の中で協定面積が一番大きい協定をベースにし、広域化後の協定の面積がベースにした協定の面積以上にならないければ、加算の対象とはならない。
- ウ 主導的な役割を担う人材の確保については、現行の集落協定参加者の中から確保することも可能とする。

(3) 個別協定の共通事項

ア 実施要領第 4 の 2 の(1)から(6)までのいずれかの基準を満たす農用地において、認定農業者、認定新規就農者、これに準ずる者として市長が認定した者、第 3 セクター、特定農業法人、農協及び生産組織等（以下「認定農業者等」という。）が、農用地の権限を有するものとの間において利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては 3 種類以上、畑においては 2 種類以上、草地においては 1 種類以上の農作業）の受委託について次のアからカまでの事項を規定する。

- (ア) 協定の対象となる農用地
 - (イ) 設定権利等の種類
 - (ウ) 設定権利者、委託者名（出し手）
 - (エ) 設定権利等の契約年月日、契約期間
 - (オ) 交付金の使用方法
 - (カ) 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置の適用を受ける場合に限る）
- イ 本市の認定農業者等が一団の農用地すべてを耕作する場合及び岩手県にあっては 3 h a 以上の経営規模を有している場合（農業従事者一人当たりの農業所得が盛岡市の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。）で、実施要領第 6 の 2 の（1）のアの（ウ）で定める農業生産活動等として取り組むべき事項を行う場合は、当該認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができる。

個別協定で、通常単価の交付対象となるのは、次のとおりである。

(ア) 自作地を含まない協定

(イ) 自作地を含む協定で、実施要領の運用第7の2の(4)に定められる農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項として令和6年度までに利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の農作業）の受託面積の合計が協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加する場合。

(4) 対象者

交付金の対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

ア 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人等を含む）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

イ 農業従事者一人当たりの農業所得が盛岡市の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(5) その他必要な事項

ア 既荒廃農地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既荒廃農地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既荒廃農地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、令和6年度までに既荒廃農地を復旧又は林地化することを条件に当該既荒廃農地を協定認定年度から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地になると見込まれる植林がなされるものとする（「林地化」については以下同じ。）。

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既荒廃農地（協定農用地の生産活動に影響があると協定申請者が判断したもの）についても協定農用地の農業生産活動等に悪影響を与えないよう既荒廃農地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ令和6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている

場合は、令和6年度まで交付金の交付対象とする。

ウ 自然災害を受けている農用地については、令和6年度までに復旧し農業生産活動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農用地の復旧計画を市長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体、国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

キ 土地改良事業の概要

事業名	地区名	受益地	事業量	工期
経営体育成	荻ノ窪	胆沢	区画整理 225ha	平成25年～令和6年度
〃	若柳中部	胆沢	区画整理 316ha	平成27年～令和9年度
〃	梁川西部	江刺	区画整理 32ha	平成27年～令和7年度
〃	角川原	江刺	区画整理 46ha	平成27年～令和9年度
〃	南方	胆沢	区画整理 118ha	平成28年～令和6年度
〃	真城南	水沢・前沢	区画整理 59ha	平成28年～令和6年度
〃	真城北	水沢	区画整理 70ha	平成28年～令和6年度
〃	小山西	胆沢	区画整理 168ha	平成30年～令和9年度
〃	小山中央南	胆沢	区画整理 148ha	平成30年～令和9年度
〃	増沢西部	江刺	区画整理 62ha	平成30年～令和9年度
〃	小山中央北	胆沢	区画整理 226ha	令和元年～10年度
〃	小山東	胆沢	区画整理 131ha	令和元年～10年度
〃	下横瀬	江刺	区画整理 175ha	令和元年～10年度
〃	姉体秋成	水沢	区画整理 55ha	令和元年～10年度
〃	北下幅北	水沢	区画整理 49ha	令和2年～7年度
〃	北下幅中	水沢・胆沢	区画整理 150ha	令和2年～11年度
〃	北下幅南	水沢・胆沢	区画整理 113ha	令和2年～11年度
〃	鴨沢	江刺	区画整理 105ha	令和2年～11年度
〃	四ツ屋	胆沢	区画整理 68ha	令和2年～11年度
〃	玉里中堰	江刺	区画整理 52ha	令和2年～11年度
〃	真城西	水沢	区画整理 157ha	令和2年～11年度
〃	東田西部	胆沢	区画整理 28ha	令和3年～8年度

〃	五位塚	江刺	区画整理 23ha	令和 4 年～ 9 年度
〃	上西風	江刺	区画整理 29ha	令和 3 年～ 8 年度
〃	赤生津	前沢	区画整理 93ha	令和 5 年～14 年度
中山間地域	愛宕	胆沢	用水路工 93,492m	平成 26 年～令和 8 年度